

CFP®資格審査試験問題集（相続・事業承継設計） 2019年度第1回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・ 75 ページ 問題 43（設問 A）

正しくは以下の通りです。

②原則的評価方式による評価額

（省略）次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる（同基本通達179（2））。なお、次の算式の1株当たりの純資産価額は、株式を取得した者とその同族関係者が保有する議決権割合が50%以下であるときは、80%を乗じて計算した金額とするが、算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算とした場合の純資産価額は80%を乗じた金額とすることはできない（同基本通達185）。

1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）

$$2,500円 \times 0.60 + 5,500円 \times 80\% \times (1 - 0.60) = \underline{3,260円}$$

算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のKR社の相続税評価額は

$$\underline{5,500円 \times 0.60 + 5,500円 \times 80\% \times (1 - 0.60) = 5,060円}$$

となるため、評価額が低い3,260円を選択する。

・ 75 ページ 問題 44（設問 B）

（誤）原則的評価方式によるKR社の1株当たりの相続税評価額は、（問題43）より、3,700円となる。

（正） $2,500円 \times 0.60 + 5,500円 \times (1 - 0.60) = 3,700円$

算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のKR社の相続税評価額は

$$\underline{5,500円 \times 0.60 + 5,500円 \times (1 - 0.60) = 5,500円}$$

となるため、評価額が低い3,700円を選択する。